

## 【定住促進奨励金のよくある質問 Q&A】

Q1：平成25年3月に住宅の引き渡し（又は建物の登記）を受け、4月になってから住所を移転して定住しました。対象になりますか。

A1：引渡しの日（住宅の取得日）が、奨励金の対象期間より前のため、対象になりません。

Q2：平成25年4月に住宅の引き渡しを受けその後に居住しましたが、借入の関係から住民登録は、平成25年3月で、奨励金の対象期間より前ですが、対象になりますか。

A2：引渡しの日（住宅の取得日）が、奨励金の対象期間内であるため、対象になります。

Q3：同居していた息子が結婚するため、息子が同じ敷地内に住宅を新築します。対象になりますか。

A3：同じ敷地内での新築は対象になりません。まったく違う土地に新築する場合は対象になります。

Q4：家が古くなったので、家を全部取り壊し一旦借家に転居した後に、住宅を新築しました。対象になりますか。

A4：既存住宅の建替えにあたるため、対象になりません。

Q5：親が建てた新築住宅を、息子が購入しました。対象になりますか。

A5：奨励金の交付を受けるための不自然な契約であり、実質的には相続による取得と考えられるため対象となりません。

Q6：親と共有名義で家を取得しました。夫婦の持ち分は10分の6で、親は同居しません。対象になりますか。

A6：対象になります。居住する世帯員全員の持ち分が2分の1以下である場合は対象になりません。

Q7：住宅と土地を合わせて購入しました。契約書では住宅部分の価格がわかりません。どうすればよいですか。

A7：契約書以外に住宅部分の価格がわかる書類（任意様式）を一緒に提出してください。

Q8：町内の持家住宅が老朽化しているので、他の場所に建築するか、建売住宅を購入して転居したいと考えています。対象になりますか。

A8：家を新規に取得することになるので、対象になります。

Q9：町内のアパートに住んでいますが、中古住宅を購入したいと考えています。対象になりますか。

A9：対象になりません。対象となるのは、5年以上町外に住んでいた方の場合のみとなります。

Q10：併用住宅を新築しましたが、住居部分の面積が全体の4割となりました。対象となりますか。

A10：対象になりません。住居部分が2分の1以上である必要があります。

Q11：平成31年3月に住宅の引き渡し（又は建物の登記）を受け、4月になってから住所を移転して定住しました。対象になりますか。

A11：定住の日が対象期間より後のため、対象になりません。

Q12：借入の関係から住民登録は平成31年3月で、平成31年3月に住宅の引き渡しを受け、その後に居住しました。引渡しが奨励金の対象期間より後ですが、対象になりますか。

A12：引渡しの日（住宅の取得日）が、奨励金の対象期間より後のため、対象になりません。

Q13：定住促進奨励金の交付を受けた場合、税金はかかりますか。

A13：定住促進奨励金は、所得税法上「一時所得」として扱うこととなります。一時所得の金額の計算上 50 万円の特別控除があり、50 万円を超える場合には、その超える部分の 1/2 が課税対象となります。

神戸町定住促進奨励金は 50 万円以下ですので、定住促進奨励金の交付を受けた年の一時所得が他になければ、課税所得は 0 円となり税金はかかりません。定住促進奨励金の交付を受けた年の一時所得が他にもあり、一時所得の合計が 50 万円を超える場合には、その超える部分の 1/2 が課税所得の対象となり税金がかかります。

詳しくは税務署又は町税務課にご確認の上、申告してください。

Q14：定住促進奨励金の交付を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、定住促進奨励金は、補助金等の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。

A14：控除する必要があります。平成 23 年度の税制改正に伴い、平成 23 年 6 月 30 日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。定住促進奨励金については、定住の促進を目的として交付される助成金ですが、居住の用に供する住宅を購入することを条件に交付されるもので、住宅の取得等と交付を受ける定住促進奨励金の間には、相当の因果関係があると考えられるので、住宅の取得等に関し交付を受ける補助金等として住宅の取得等の対価の額から定住促進奨励金の額を差し引く必要があります。

詳しくは税務署又は町税務課にご確認の上、申告してください。

\*上記は事例の一部です。詳しくは、役場の担当課にお尋ねください。

【問い合わせ先】

神戸町役場 建設部産業建設課 都市計画係まで  
☎ (0584) 27-3111 (内線 234)